

(参考)

### 道路運送法の一部を改正する法律における自家用有償運送の取扱いについて

- ・有償で自動車を用いた旅客の輸送を行う場合には、安全・安心な運送サービスの確保を図るため、厳しい審査基準のもとバス、タクシー事業について許可を与え、それ以外の有償の運送行為を原則として禁止している。
- ・この例外として、従来は、災害緊急時、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に国土交通大臣の許可を受けたときに限り、自家用自動車による有償運送を認めてきたところであり、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、法律上の「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」の運用の中で、特例的に自家用自動車による有償運送を認めてきたところである。
- ・しかしながら、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の需要が急増する中で、今後、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になると考えられる。
- ・このため、平成18年10月の道路運送法の一部改正において自家用自動車による有償運送に係る登録制度を創設し、自家用自動車による有償運送が認められる要件・基準や有償運送を実施する際の手続き等を明確化することにより、より安全・安心なものとしてこうした運送サービスの普及促進を図ることとした。